

こんいんとどけ

## 婚姻届 のこと

けっこん  
(結婚する どちらかが 日本人の とき)

※2人とも 外国籍の 人の ときは、それぞれの 在日大使館、領事館 に きいて ください。

### ○ 婚姻届の 出し方

けっこん  
結婚した ときに、市区町村の 役所に 出します。

日本の 方式で 結婚した ときは、日本に 住む 外国籍の 人も 婚姻届を 出します。

婚姻届に よって、外国籍の 人が 日本の 国籍を とることは ありません。

日本人と 結婚したとき、在留資格を「日本人の配偶者」に 変えたい 人は、出入国在留

管理 局に 相談してください。

出入国在留管理庁外国人 在留総合インフォメーションセンター

0570-013904

(IP, 海外 : 03-5796-7112)

結婚した ときは、国籍がある あなたの 出身国にも 知らせて ください。

手続きの 方法は 大使館か、領事館に 聞いてください。

結婚に 必要な 条件は、国に よって 違います。日本人は 日本の 届け出の 条件に

したが 従います。

外国籍の 人は、出身の 国の 条件に 従います。

せいかつの いろいろなこと (にのみやしの ばあい)

(1) 届ける 時： いつでも

(2) 届ける 人： 結婚する 2人

(3) 届ける 所： 2人のうち、どちらか1人の 住所がある所 または 本籍がある所の

市区町村の役所

(届ける 場所)

西宮市役所 市民課

0798-35-3128

(4) 必要な書類のこと

① 婚姻届書

役所などにあります。この書類には、結婚を証明する人 (= 証人といいます)

が、サイン (サイン = 署名) して、印鑑を押します。証人は、20歳以上の人 2人です。

② 戸籍全部事項証明書

日本人は 必要です。

③ 婚姻要件具備証明書

外国人は 必要です。

結婚するための条件に 証明します。大使館、領事館が 出します。

外国語で書いて あるときは、日本語に 翻訳した 書類を 一緒に 持ってきて ください。

大使館、領事館が、この書類を 出さない 場合は、日本語が わかる人と 一緒に 住んでい

る市区町村の役所に 行って ください。市役所から 法務省に 連絡して 理由を ききます。

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

④ こくせき 国籍を しょうめい 証明する しよるい 書類

パスポート（ばすぽーと）など

⑤ ほんにん 本人 であるかを かくにん 確認できる しよるい 書類（うんでんめんきょしょう 運転免許証、ばすぽーと パスポートなど）

※ しくちょうそん 市区町村に よって、 もうこ 申し込む ところ、 もうこ 申し込む ほうほう 方法、さーびす サービスの しゅるい 種類、なまえ 名前が ちが 違う こ ところがあります。

※ くわ 詳しいことは、にほんご 日本語が わかる ひとと いっしょ 一緒に き 聞いて くだ 下さい